

令和7年5月9日

資料1

論点整理

(第2回検討会での議論を踏まえた修正等)

総務省自治税務局市町村税課

1. 基本的な考え方

- 令和7年度与党税制改正大綱を踏まえた「抜本的な方策」の検討にあたって、基本的な考え方として、昭和63年度の利子割導入時同様、「現実的かつ実行可能な制度」を求めていくべきか。
- また、インターネット銀行の伸長に加えて、日銀の政策金利の引上げ等による足下の金利動向等を踏まえれば、「あるべき税収帰属との乖離」がさらに拡大する可能性があり、早急に対応を行うべきか。
- 個人住民税は「地域社会の会費」的な性格を有しており、地方団体が提供する受益に対する負担という対応関係（応益性の原則）から、納税義務者の住所地に帰属させることが原則であることには変わりはないか。
- 「あるべき税収帰属」と利子割税収の現状との乖離状況等についてどのように考えるか。客観的なデータ等により把握することは可能か。

2. 税収帰属の適正化に向けた方策

- 「抜本的な方策」の一つとして、配当割等と同様に、各口座に紐づけられた金融機関等が把握している預貯金者の「住所地」の都道府県に納付する方法が考えられるか。
- その際、検討の前提として、金融機関等が把握している「住所地」情報について、「どの程度正確性が担保されているか」について定性的もしくは定量的に把握した上で議論を進めていく必要があるか。
- また、令和7年度与党税制改正大綱においては「金融機関等の事務負担に配慮」するとされているが、事務負担としてどのようなものがあるか。

2. 税込帰属の適正化に向けた方策(続き)

- 各口座に紐づけられた金融機関等が把握している預貯金者の「住所地」の都道府県に納付する方法以外のものとして何が考えられるか。
- 「現実的かつ実行可能」なものとして、現行の金融機関と地方団体間における利子割納付事務に変更を生じさせない範囲で実現する方法についても検討を進めていくべきではないか。
- この点、営業所所在地の都道府県に収められた利子割税込について、各都道府県間で一定の客観的な指標に基づいて税込帰属の適正化(清算)を行うことが考えられるか。
- 清算の仕組みの検討にあたっては、以下の点に留意しながら検討を進めるべきか。
 - ・ どういった場合に清算制度が導入可能と整理できるのか →第2回でのご指摘を踏まえて追記
 - ・ 客観的なデータによる説得力のある清算基準を設定することができるのか
 - ・ 地方団体等における事務負担としてどのような課題があるのか
 ※現行の利子割納付事務や市町村への交付事務について見直すべき点がないかの検討を含む。
 →第2回でのご指摘を踏まえて追記
- なお、譲与税化については、国税化を伴うものであり、現行の納付事務に変更を生じさせるため、上記の観点からは不適当ではないか。また、利子割は個人所得課税であり、当該所得のみを国税化する場合に、個人所得課税の「個人が稼得する経済的な価値を、できる限り広く、包括的に捉える」という基本的な考え方にも沿わないのではないか。

3. その他留意すべき事項等

- 中長期的な視点として、地方税務手続のデジタル化などにより、金融機関が住所地を効率的に把握する環境が整うかどうかなど、利子割に係る申告・納付手続を巡る社会経済構造の変化についても留意していくべきではないか。